

埼玉県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく埼玉県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(活動)

第2条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づく活動を自ら積極的に行うものとし、活動に当たっては、法第38条の規定に基づき指定された埼玉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携を図るものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる者（個人、法人、任意団体（以下法人及び任意団体を「団体」という。））のうちから知事が委嘱する。

- (1) 推進員に委嘱することが適当であるとして居住又は所在する市町村長から推薦された者
 - (2) 環境に関する知識と経験を有すると知事が認める者
- 2 知事は、推進員を委嘱したときは、推進員証を交付する。なお、団体については、交付は行わないものとする。

(解嘱)

第4条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員がやむを得ない事由により第2条に定める活動を行うことができなくなったとき。
 - (2) 推進員本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。
 - (3) 推進員としての第2条に定める活動が確認できなかったとき。
 - (4) 推進員の地位を利用して営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である若しくは暴力団員と密接な関係を持ったとき。
 - (6) その他推進員として適当でないと認められるとき。
- 2 推進員は、前項の規定により解嘱された場合は、直ちに推進員証を知事に返付しなければならない。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期開始後に委嘱した推進員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の属する任期が終了するまでとする。

(報酬)

第6条 推進員に対する報酬は支給しない。

(研修)

第7条 推進員は、地球温暖化防止に関する研修を積極的に受講するものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、その住所等に変更が生じた場合は、様式第1号により知事に届け出なければならない。

- 2 推進員は、第2条に定める活動の実績について、上半期（4月1日から9月30日までをいう。）は10月15日までに、下半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。）は4月15日までに、様式第2号により知事に報告しなければならない。

（庶務）

第9条 推進員の委嘱等に係る事務は、埼玉県環境部温暖化対策課において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月27日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成17年度に委嘱する推進員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

住 所 等 変 更 届

令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名、代表者氏名)

次のとおり住所等に変更があったので、届け出ます。

住 所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
備 考	

※ 変更のあった項目のみ記入してください。

様式第2号

埼玉県地球温暖化防止活動推進員活動実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

推進員氏名
(団体の場合は団体名、代表者氏名)

年度 半期 (/ ~ /) において次のとおり活動を行いましたので報告します。

年月日	場所	活動内容及びその効果	対象・人数	分類

※イベント等の準備期間も含めた活動日数を記入してください。

活動日数計 日